

#### 埼玉県報

第 2728 号 平成 27 年(2015 年) 9 月 4 日 金曜日

#### 目 次

#### 告示

- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告(西部地域振興センター)
- 平成27年度地籍調査事業計画の変更(土地水政策課)
- O 脳深部刺激療法手術装置に関する契約の相手方等の公示(総合リハビリテーションセンター)
- 大規模小売店舗の新設に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 埼玉県立本庄高等学校ほか 23 校で使用する電気に関する落札者等の公示(教委・財務課)
- 埼玉県立川越特別支援学校ほか 26 校で使用する電気に関する落札者等の公示(教委・財務課)
- O 埼玉県立総合教育センターほか 12 施設で使用する電気に関する落札者等の公示(教 委・財務課)
- 開発行為に関する工事の完了公告(川越建築安全センター)
- 開発行為に関する工事の完了公告(川越建築安全センター)
- 開発行為に関する工事の完了公告(川越建築安全センター)
- 開発行為に関する工事の完了公告(熊谷建築安全センター)
- 埼玉県教育委員会定例会の招集(教委・総務課)
- 不在者投票を行うことができる施設の指定(選挙管理委員会)

## 埼玉県告示第千二十号

出され 定款 特定非営利活 の変更の認 た  $\mathcal{O}$ で 同 証を受けようとす 動促進法 6条第五 項に (平成十 お い て る特定非営 年 準 法 律第 用す る 七 同法 利活 号) 第二十 第十 ...動法 人 条第二項 五 カュ 条第四 5 次  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 規 と 項 お 定  $\mathcal{O}$ 規定に に り ょ 申 請 り 公 書 ょ 告 が提 ŋ す

法 県民生活部共助社会づ 及 び翌事業年度 な お、 び 12 当 1 該 申 タ  $\mathcal{O}$ 請 事業計 に ネ 係 < る ツ 変更後 ŋ 画書及び 課及び を 利  $\mathcal{O}$ 用 埼玉県西 活動予算 定 す 款 る 並 方 び 書を、 部 法 に 当該 地域振興セ (埼 申請書を受理 定 玉 款の 県 Ν ン 変 Ρ タ 更 Ο  $\mathcal{O}$ 情 に L 日 た お  $\mathcal{O}$ 報 日 属 11 ス カュ す て備え置 テ る事 ら二月 シ 業 彐 |く| 間 年度

平成二十七年九月四日

(http://www.saitamaken-npo.net/)

に

ょ

ŋ

縦覧に供

す

る。

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年八月二十八日

二 特定非営利活動法人の名称

(変更前) 定 非 営 利 活 動法 人 パ = ツ ク 障 及 び そ  $\mathcal{O}$ 他疾患支援会

(変更後) NPO法人オール・アシスト

三 代表者の氏名

葛西 進

四 主たる事務所の所在地

埼玉 県 狭 Ш 市 柏 原二千 五. 百二十 番 地  $\mathcal{O}$ 百 九 + = 狭 Ш = ユ タ ウ ン 六 + 六

五 定款に記載された目的

実働面 を行 行 用 社 ポ 8  $\mathcal{O}$ 6 会全体 法  $\mathcal{O}$ 0  $\mathcal{O}$ 低 (変更前) 勇気 て 安定を訴 病気、 で を行  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ もサポ 根 を持 く。 へ の 継 悩 続 本 4 的 相談 啓蒙活 自然災 この で 0 病 え 正 な 目 あ て  $\mathcal{O}$ て る V し 法 Ł 1 スト < 標 想 <\_ 。 動 害などか 人 5 4 医療 を軽減 とし خ و て は 11 を総合的 1 パ V  $\mathcal{O}$ また難病などの 共有 ス、 < ∘ 機関を受診 て 音楽や芸術 = 日本社会全体が、 ら受けた心的外傷などで苦し ツ 及び精 これ などコ に行 ク 障 数少 ら疾患 !害を始 1 神的 L など ? な これ ユ 介 11 早期に日 文化的 外傷を軽減し、 ニケ 護 0 同 め、 を じ ら疾患に苦しむ 社会的認知が低 疾患症 数ある 目に見えない精神的な病 L な鑑 てい シ 常生活を行える 3 精神 賞、 状 ンをとり、 る家族など 者 生活安定の向上を図る。 的 実演習得などで、 が む人たち 人たち web 疾 11 ため 患や 寛解 上  $\sim$ よう、 で  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 社 会的 懇親会など  $\mathcal{O}$ 総合 に 向 理解  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\sim$ 精神 0) 法 的 カュ ケ 認 理解 うた ア 人は なサ 知 面

境を作っ と認知 を図 てい り、 くことを目的とする。 これ ら疾患に苦し ts 人たちが安心して社会生活を送れるような環

芸術 5 あ な る社会生活を送れる環境を目指す。これ サポー Oる生活をめざす。当法 (変更後) この法 人たちが 文化の振興を目的とし、 - トを行う。 正しい 音 治療を受けることを推奨する。 人は社会的認知度の 楽や芸術など文化 人の 継続的な目標とし 国民生活の をもっ 向上に寄与する。 的 低 な鑑賞、実演習得などを通じ 11 病気などで苦しむ人たち て保健、 て病への 芸術文化を通し 医療、 理解と認知 福 祉 を図る。 一の増進、 てゆとりのあ  $\mathcal{O}$ 総合的 ゅ また これ とり

## 埼玉県告示第千二十一号

条の三第五項の規定により、公示する。 一部を次のように改正したので、国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第六 平成二十七年埼玉県告示第三百七十八号(平成二十七年度地籍調査事業計画)の

平成二十七年九月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

			 1			表中	
		越		ı		'	
		谷					越
		市					谷
字上	区	越公					市
工間久里の各一	(大字大泊、大	年第八—二計画			部)	区(大字大泊の	越谷第八—二計
	平成	平成				<i>→</i>	画
		二十七年八月三十一日から				平成二十八年三月三十一日ま	平成二十七年四月一日から
	に改める。			_		でを	
	上間久	上間久里の各一	谷 市 越谷第八―二計画 平成二十七年八月三十一日まで に	谷 市 越谷第八―二計画 平成二十八年三月三十一日まで に 学上間久里の各一	谷 市 越谷第八―二計画 平成二十八年三月三十一日まで に	お   一   一   一   一   一   一   一   一   一	(セ)  (ロ)  (大字大泊の一)  (ロ)  (ロ) <td< td=""></td<>

## 埼玉県告示第千二十二号

相手方を決定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の

平成二十七年九月四日

- 購入等件名及び数量
  脳深部刺激療法手術装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県総合リハビリテーションセンター事務局管理・業務部管財・用度担当 埼玉県上尾市西貝塚 148 番 1
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成27年7月3日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所 アイティーシー株式会社 東京都千代田区神田富山町10番地2アセンド神田7 階
- 5 契約金額 51,694,956 円
- 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約とした理由地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号に該当

## 埼玉県告示第千二十三号

ŋ 出  $\mathcal{O}$ 大規模小売店舗立地法 概要等につい 覧に供する。 て、 同条第三項 (平成十年法律第 0 規 定に 九 ょ +ŋ 公告し、 一号)第五条第一 及 び当該 届 項 出 の規定に [等を次 による届 のとお

平成二十七年九月四日

埼玉県知事 上

田

清

司

届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ越谷レイクタウン店

埼玉県越谷市レイクタウン九丁目二番の一部

口 大規模小 売店 舗  $\mathcal{O}$ 設置者 及 び 当該 大規 模 小 売店 舗 に お V て 小 売業を行う者  $\mathcal{O}$ 

氏 名又は名称及 U 住 所並 び に 法 人 にあ 0 て は 代表者 0) 氏名

大規模小売店舗の設置者

大和ハウス工業株式会社 代表取締役 大野直竹

大阪府大阪市北区梅田三丁目三番五号

大規模小売店舗において小売業を行う者

式会社 ケ ズ ホ ル デ イ ング ス 代表取 役 遠藤裕之

茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十八年四月二十一日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二千三百十六平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 八六台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一五〇台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 九六平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 一六立方メートル

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

 $\sim$ 

大 規模 小 売店舗 お 11 て 小 売業を行 Š 者  $\mathcal{O}$ 開店時 刻及び 閉店時刻

九 時三十 から午 九

来客が 車 一場を 利 用することが できる時 間

前 九 時 から 午 後 九時三十分

駐車 場 0 自動 車  $\mathcal{O}$ 出 入 П の数及び位 置

入  $\Box$  $\mathcal{O}$ 数 二か所 位 置 义 面 省 略

荷さばき施 設に おいて荷さ ば きを行うことが できる時間帯

午前六時 から午後十時

 $\vdash$ 届出 年月

平成二十七年八月二十  $\exists$ 

縦覧期間

三

縦覧場所

埼玉県産業労働部

商

業

サ

ĺ

F,

ス産業支援課

平成二十七 年九 月 兀 日 か 5 平成二十八 年 · 一 月 四 日ま

で

埼 玉 一県東部 地域振興セン タ

兀 意見 書の 提 出

大規 <sup>然模小売店は</sup> 舗立 地 法第 八 条第二項  $\mathcal{O}$ 規定に ょ ŋ 当該 大規模小 売店舗  $\mathcal{O}$ 周 辺

 $\mathcal{O}$ 地域  $\mathcal{O}$ 生活 環境  $\mathcal{O}$ 保 持  $\mathcal{O}$ た 8 配慮す ~` き事 · 項 に 2 V て意見を有する者は 県に

対 意見書  $\mathcal{O}$ 提出 12 ょ ŋ これを述べ ること が できる。

1 意見 書提 出期間

平成二十 七年九 月 兀 日 カュ ら 平成二十 八年一 月 兀 日 まで

口 意見書提出先

埼 玉県産業労働 部 商業 サ ビ ス産業支援課

## 埼玉県告示第千二十四号

出  $\mathcal{O}$ 大規模小売店舗立地法 概要等につ 及び当該届出等 いて、 同条第三項に を次 (平成十年法  $\mathcal{O}$ とお り縦覧 お いて準 律第 九 12 供する。 用する同 +\_ 号) 法第 第六条第二 五条第三項 項 0 規定に  $\mathcal{O}$ 規定に . よる届 ょ り

平成二十七年九月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

PEONY WALK 東松山

ケーズデンキ ピオニウォーク東松山

埼玉県東松山市あずま町四丁目三番地外

### ロ変更の概要

駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)位置 図面省略 収容台数 一二七二台

(変更後) 位置 図面省略 収容台数 八二二台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 出入口の数 十八か所 位置 図面省略

(変更後) 出入口の数 十六か所 位置 図面省略

### ハ 変更年月日

平成二十七年八月二十二日外

## ニ 届出年月日

平成二十七年八月二十一日

### 二 縦覧期間

平成二十 七 年 九 月 兀 日 カュ 5 平成二十 八 年 \_ 月 兀 日 ま で

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所

## 四 意見書の提出

大規 模小売店 舗 1 地法第 八 条 第二項  $\mathcal{O}$ 規 定 12 ょ り 当該 大規模小 売店 舗  $\mathcal{O}$ 周 辺

 $\mathcal{O}$ 地域  $\mathcal{O}$ 生活 環境  $\mathcal{O}$ 保 持  $\mathcal{O}$ ため 配慮す ~ き事 項 に 0 V て意見を有する者 は

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

平成二十七年九月四日から平成二十八年一月四日まで

# 埼玉県告示第千二十五号

平成二十七年九月四日定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決

- 1 購入等件名及び数量 埼玉県立本庄高等学校ほか23校で使用する電気 予定使用電力量6,309,700キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 埼玉県さいたま市浦 和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日 平成27年6月29日
- 4 落札者の氏名及び住所 プレミアムグリーンパワー株式会社 東京都千代田区丸の内3丁目1番1号
- 5 落札金額 131,644,344円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日平成27年5月15日

# 埼玉県告示第千二十六号

平成二十七年九月四日定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決

- 1 購入等件名及び数量 埼玉県立川越特別支援学校ほか26校で使用する電気 予定使用電力量3,865,700キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 埼玉県さいたま市浦 和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日 平成27年6月29日
- 4 落札者の氏名及び住所 プレミアムグリーンパワー株式会社 東京都千代田区丸の内3丁目1番1号
- 5 落札金額 83,248,391円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日平成27年5月15日

# 埼玉県告示第千二十七号

平成二十七年九月四日定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決

- 1 購入等件名及び数量 埼玉県立総合教育センターほか12施設で使用する電気 予定使用電力量3,842,700キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 埼玉県さいたま市浦 和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日 平成27年6月29日
- 4 落札者の氏名及び住所 プレミアムグリーンパワー株式会社 東京都千代田区丸の内3丁目1番1号
- 5 落札金額 74,811,340円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日平成27年5月15日

# 埼玉県川越建築安全センター所長告示第百五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 次の開

発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年九月四日

埼玉県川越建築安全センター所長 大 槻 淳 一

一許可番号

平成二十七年五月二十一日

指令川建セ第二七〇〇〇七〇号

一検査済証番号

平成二十七年八月三十一日

川建セ第二七〇〇四三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字都十四番二十五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼 玉 県東松山市沢口町四番地五ヴェルジェ メ ンF-二〇一

清水 義明

# 埼玉県川越建築安全センター所長告示第百六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 次の開

発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年九月四日

埼玉県川越建築安全センター所長 大 槻 淳 一

一許可番号

平成二十七年二月二十三日

指令川建セ第二六〇〇九八〇号

一検査済証番号

平成二十七年八月三十一日

川建セ第二七〇〇四八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字北下砂字中通百九十番六

開発許可を受けた者の住所及び氏名

兀

埼玉県比企郡吉見町大字北下砂百九十一番地

野口 貴弘

# 埼玉県川越建築安全センター所長告示第百七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 次の開

発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年九月四日

埼玉県川越建築安全センター所長 大 槻 淳 一

一許可番号

平成二十七年三月二十三日

指令川建セ第二六〇一一七〇号

一検査済証番号

平成二十七年九月一日

川建セ第二七〇〇四六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字南吉見字川向百三十一番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市加美町十一番四十四号 柿の樹A一〇二

舟橋 正樹

# 埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第十三号

行為に関する工事が完了したので、公告する。 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 次 の開

平成二十七年九月四日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 恩 田

明

一許可番号

平成二十七年八月二十日

熊建七第〇八二七〇〇〇一〇号

二 検査済証番号

平成二十七年九月一日

熊建セ第百五十九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

十九、二千九百八十一番二十、字髙根沢萩畝三千五十番十、三千五十番十七 八十一番九、二千九百八十一番十三、二千九百八十一番十四、 埼玉県大里郡寄居町大字西ノ入字髙根沢天王裏二千九百八十一番二、二千九百 二千九百八十

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県 埼玉県知事 上田 清司

# 埼玉県教委告示第二十五号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十七年九月四日

埼玉県教育委員会委員長 髙 木 康 夫

日時

平成二十七年九月十一日 午前十時

 $\equiv$ 

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三

当面する教育関係諸問題について

# 埼玉県選管告示第六十三号

場合を含む。)の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定し 判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第百二十二号)にお る法律施行令 第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)及び農業委員会等に関す 公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項 (昭和二十六年政令第七十八号) において準用する場合並びに最高裁 V て例による

平成二十七年九月四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

老人ホーム	老人ホーム	種別
特別養護老人ホームケアカレッジ社会福祉法人苗場福祉会	- ト幸手	施設の開設主体及び名称
千四百四十五番地六	番二十号寄工十号十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	所在
十五番地六	一丁目十三	地